

社会資本整備審議会建築分科会第21回基本制度部会

平成21年9月3日

【事務局】 おはようございます。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私、事務局を務めさせていただきます〇〇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、マスコミ等の取材希望がありますので、よろしくお願いいたします。

なお、部会の議事につきましては、分科会に準じてプレスを除き一般には非公開となっております。また、議事録は委員の名前を伏せた形でインターネット等において公開することとしますので、あらかじめご了承ください。

定足数の確認ですが、本日は委員総数3分の1以上の委員の方にご出席いただいておりますので、社会資本整備審議会令第9条により、本日の部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

本日は、諮問事項「安全で質の高い建築物の整備を進めるための建築行政の基本的あり方」のうち、この基本制度部会でご検討いただくこととされております「質の高い建築物の整備方策」についてご議論をいただくため、参考人といたしまして、〇〇様、それから〇〇様のお二方にご出席いただいておりますので、ご紹介いたします。

続きまして、〇〇から一言ごあいさつ申し上げます。

【事務局】 おはようございます。〇〇月〇〇日付で〇〇を拝命いたしました〇〇でございます。〇〇部会長をはじめ、先生方には平素から大変住宅建築行政の推進にご支援、ご協力をちょうだいいたしております。まず初めにそのことにつきまして、御礼を申し上げたいと思います。

私は7月から大体1カ月たったわけでございますが、住宅局勤務はこれが3回目でございます。印象を申し上げますと、かつてに比べまして、国民の住宅あるいは建築物についての信頼、それからより安全・安心なものを求める、そういった志向というのは非常に高まっているんだという気がいたしております。日ごろの暮らしの中で、何が使っていたものについてほんとうに信頼できるのだろうか、安心して暮らせる基盤になっているのだろうかということについて、かつてありました耐震偽装の問題以来、非常にいろんな意味で、国民が厳しい目で見られているというのも実態ではないかなと思っております。

国交省では先生方のいろんなご支援も得ながら、既に建築基準法の改正を施行し、土法の改正についても施行いたしております。この10月には特定住宅瑕疵担保責任の履行確保法というものも施行するというので、逐次、国民のそういった安心に対する信頼感の回復に向けた取り組みというものを具体化してまいったわけでございますが、この基本制度部会におきましては、さらにその上で質の高い建築物をつくっていくためには、既存法制を乗り越えて、その上で何をすべきかということについてご議論いただいております、また建築行政のマネジメントのあり方についても、あわせてご議論いただいておりますと承知をいたしているわけでございます。

現行のいろんな制度、法律の上というだけではなくて、今後安心して使える、そして信頼を得られるような建築物整備というものをどう進めるかにつきまして、ぜひ今後とも先生方には忌憚のないご意見をいただきまして、新しい仕組みのつくり方といった点についてもご議論をいただければなと思っている次第でございます。

本日も、建築物の整備方策についてのご議論をちょうだいする予定と承知をいたしております。活発なご議論をお願いいたしまして、簡単ではございますが、私からの冒頭のごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【事務局】 それでは、ここで資料の確認をさせていただきます。お手元に議事次第がございまして、それから委員名簿、座席表がございます。横使いの表紙が青い資料1、〇〇様からの提出資料、それからこれも横使いで資料2、〇〇様からの提出資料、それから参考資料の1、2、3がそれぞれ1枚ずつと、冊子で〇〇様のCSR報告書と〇〇様の会社概要をお配りいたしてございます。欠落等ございましたら、事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは議事運営につきましては、〇〇部会長、よろしくをお願いいたします。

【部会長】 皆さんおはようございます。本日は大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、社会資本整備審議会建築分科会第21回基本制度部会を開催いたします。

本日は、前回に引き続きまして、建築分科会に諮問されております「安全で質の高い建築物の整備を進めるための建築行政の基本的あり方」について継続審議を行いたいと思っております。

なお、先ほど事務局から紹介のございました参考人の方でございますが、これは社会資本整備審議会運営規則の第8条第3項において準用される第5条の規定により、部会長が

認めたものでございます。今日は2人の方からお話をいただきます。

まず、議事でございますけれども、議事（1）が「質の高い建築物の整備方策」ということでございます。今日はその生産者・設計者の観点から見た「質の高い建築物の整備方策」についてヒアリングを行いたいと思います。その後、皆様からご意見を賜りたいという順番で進めます。

まず初めに、生産者の視点からの「質の高い建築物の整備方策」としまして、〇〇様から、次に設計者の視点ということで、〇〇様からそれぞれ関連するご説明を伺います。その後で皆様からご意見を伺います。

まず、〇〇様、よろしく申し上げます。

【参考人】 〇〇と申します。日ごろは大変お世話になっております。今日は大変僭越ではございますが、質の高い建築物について、生産者の立場で少し意見を述べろということなものですから、パワーポイントを使いながらご説明をさせていただければと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。座ってやらせていただきます。よろしく申し上げます。

まず初めに、質の高い建築物について、具体的にどういうことなのかということを少し考えてみたいと思います。すなわち技術の面では、そして物づくりについては、事例を少し含めながら、質の向上に向けての取り組みについて説明させていただきます。

また、絶えず変貌を続ける現代社会はますます複雑、高度化しており、さまざまな新たな課題が表面化しています。このような状況下において、さらに生産者としては建築物の質の向上に向けて、各企業とも品質面、技術面などにおいて、必死の自助努力を続けております。この点についても少し説明させていただきたいと思います。

そして最後には、生産者としての企業努力において、まだまだ至らない点は多々あるかと思いますが、建築業界として取り組んでいかなければならない課題についても、少し触れさせていただきたいと思います。このような順番で話させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、建築主が求める質の高い建築物というのは一体どういうことなのかということ、3つの視点から質の向上をとらえてみたいと思います。

1つ目の軸は社会資本としての建築物として、具体的に環境面ではどうか、あるいは安全性からどうか、または街並みから評価してどうかなどといったぐあいの軸、2つ目の軸は、経済的な観点から建物を評価すると、建築主から要求される建築物のニーズを、コス

ト面や効率面から検討してみようという軸、もう一つは、具体的に今生活しているよりずっと快適だといった生活観から評価することが考えられると思います。

私たち生産者は個々の案件において、これら3つの指標をバランスよく満足する解決策を見出して、最終成果物を提供していくということが何ととっても大事なことです、果たして建築物の意向というのは、どうしても建築主さんのいわゆる質ということに対して、その意向が大きく影響するだろうと考えられます。

ところで建築主の意向についても、実は発注者が必ずしも完成後の建物所有者ではなく、ましてエンドユーザーではないといった複雑な問題もあります。この表は建築物の事業計画を縦、そしてプロジェクトを実行する発注者という立場で見た場合、このスライドのパワーポイントの左にあるように、公共、民間、デベロッパーやファンド系の顧客、外資系、個人や組合、そしてPFIによる特定目的会社など、事業者の形態や建物の種別、使用目的、発注方法など、さまざまな発注者というのが存在します。

そして工事完成後には、建物の所有権が当初の発注者から第三者に移管される場合や、テナントにリースされることもあります。また、建物を実際に使用するエンドユーザーは、企業や個人、外部テナントや不特定多数の人など、千差万別でいるのが実態です。このような多くのステークホルダーが関与する建築物において、一体だれの意見、要求事項を聞いて建築物に求められる質を考えるべきなのか、プロジェクトの初期の段階で明確にして、設計や施工面で具体的な要求を確実に盛り込むということが必要になってくるわけです。

今や建築主から要求されるニーズは、従来にも増して多様性・複雑性、そして非明示性をきわめています。質の高い建築物をつくるには、建築主及びプロジェクト関係者との確かなコミュニケーションを行い、建築主が求める質を具体的な内容に読みかえ、技術に置きかえて具現化していく作業が必要です。

ここでは、質と性能をいかに具体的に表現するかがポイントとなりますが、より客観的にあらわすことのできる何らかの表示制度があれば、ニーズの確認作業をより円滑に進めることができるのではないかと考えます。生産者としては、企画、計画、設計段階から、調達、製作、施工、アフターケアに至るまで、専門部署が密接に連携し合い、組織を横断的に活用して最良の品質をつくり込んでいきます。完成後に品質確認が難しくなるような各施工段階では、その品質については徹底したプロセス管理を行い、検査、確認をして記録を残し、PDCAサイクルを回して、継続的な改善活動を行っています。

このように各プロセスにおいて建築主の真のニーズを確認し、プロジェクトの特徴や制

約条件を加味しながら、総合力を駆使して良質な物づくりを行い、建築主に最適なサービスを提供することが、生産者に課せられた使命であると思います。

このような建築主の質を実現するには、すなわちこれらの物づくりを支える私たち生産者が、長年にわたって培ってきた経験やノウハウ、そして研究技術開発そのものであります。あらゆる要求に絶えず挑戦し、互いに切磋琢磨してこたえること、すべてはやはり技術力が支えているということが言えるのではないのでしょうか。

ここで二、三の例を挙げてみたいと思います。まずこれはオフィスビルの事例です。建築主であるデベロッパーさんから、そのニーズについてテナントの満足度を最大にしてほしいというような要求が出た場合、これを広い床面積や変更の自由度、高いセキュリティ、先端的な環境配慮などを具体的な要求事項ととらえます。

そして技術的な展開では、平面計画の工夫を行い、モジュールの統一化を図り、無柱空間を提案していきます。また長周期地震発生時のエレベーターの安全措置を行ったり、外気を導入できる二重のガラス壁で構成される外装カーテンオールを採用して、CASBE E Sランクといった高度な環境技術を提供していきます。

これは最近完成した高層オフィスビルの事例です。左が丸の内トラストタワー、右が汐留エリアタワーです。

次に、最先端の製造工場の事例をお話しします。メーカーが求める低コストや超短工期、高い生産効率といったニーズを、建築主と一緒にになって生産施設の設計と同時に建築物のつくり込みを行い、効率的なクリーンエリアを提供します。ここでは構造と設備機能の統合化が図れます。そしてフロアの面積を最小化し、生産ラインの数を最大化するといった方法をニーズとしてとらえます。

これを技術的な展開では、多層階の免震方針を採用して、工場全体を一体化免震し、建築主の望む大スパンのクリーンルームを実現していくといったこととさせていただきます。この絵は多層階免震方法を採用した最先端の製造工場の断面イメージをあらわしています。

3つ目の事例は超高層集合住宅です。居住者のニーズとしては、開放的な眺望、変更の自由度、長寿命、耐震性や居住性、高耐久性などがあり、具体的には住宅の窓の大きさや空間の自由度をどのようにするか等、また地震や風に対する強さのグレードをどう設定するかを決めます。

そしてこれらを支える技術は、はりや柱を少なくしたり、制震システムや高靱性のコンクリートを使用するなどのソリューションを提案していきます。

これは建築物のフレキシブル化を実施した例でございます。左端の図にある建築物中央部分にスーパーウォールと呼ばれる大きな耐震壁を設け、屋上に大型のはり、スーパービームと制震装置を組み合わせた、新しい耐震、制震フレームです。この構造方式を採用することにより、従来の鉄骨や鉄筋コンクリート造のマンションでは実現できなかった、高層住宅における吹き抜けや各階自由なレイアウトが可能となります。これによって、家族構成の変化に対応して自由な生活空間を演出するといったライフスタイルを、新たに提案するということとなります。

以上の例に示すように、建築主のあらゆる質に対する要求に対しこたえられるよう、私たち生産者は最大の努力を払っております。ここで紹介する技術メニューマップのような、例えば横軸に建物用途をとり、縦軸に要素技術を細かく分類したもので、例えば事務施設・業務ビルと耐震・免震・制震技術のキーワードから、マトリックス検索で交差するところを検索すると、具体的に対応可能な技術情報をすぐに取り出せるといった仕組みがあります。すなわち、あらゆる質に対する技術のメニュー化が進んでいるということです。

また、これらの技術を支えるものとして、技術研究所での活動があります。我々生産者は高度化、専門化、多様化する建設関連技術をいち早く吸収し、活用して、技術の開発、改善を行い、建築主のさまざまなニーズにこたえようと、最前線の研究開発を行っています。ここに示しますように、研究開発の領域は時代とともにますます拡大しており、そこでの取り組みは、構造、外装、内装、設備に関する技術から、環境、エネルギー、防災、先端技術に至るまで、幅広い研究開発を行っています。

コア技術に関する基盤研究から、現場のニーズに対応した固有技術や生産性の向上に直結した実効性のある技術開発など、質の高い建築物の創造に対し、日々切磋琢磨、努力を続けています。

建設生産は単品受注生産を主としており、反復連続性が少なく、専門工事会社への依存度が高いため、技術ノウハウの保護が難しい傾向にはありますが、各社は建設技術を一部オープン化することにより、技術の標準化を推し進め、建設業全体の技術向上の促進に寄与していると言っている状況でございます。

もう一方、生産対象が手づくりである以上、物づくりのプロセスで品質の向上を目指すことが重要であり、さらに次のような努力も行っております。最初に着工前までに徹底的に品質のつくり込みを行います。プロジェクトの最初の段階で生産者は、プロジェクト責任者を中心として建築主の要求事項を確実に把握し、組織的な取り組みにより知恵を結集

し、最適な施工計画を立案します。

例えば、設計図で複雑な形状の外壁やコンクリート打ちっ放し仕上げとなっていた場合、生産者としては複雑な形状部分には細かい加工が可能な特殊な形鋼を使い、細部までコンクリートが確実に充填されるかどうかの検討を行い、さらにそれに適したコンクリートの配合設計や打設方法などを検討します。また型枠脱型後も保防、養生して、傷が生じないような施工計画を行います。現場打設による施工が難しいと判断されれば、設計者と相談の上、工場製作によるプレコン部材とするなど、代替提案も行っていきます。

次に②です。プロジェクトの実行段階における施工力の強化では、プロジェクトの責任者が中心となり、従来のやり方にとらわれない柔軟な生産の合理化提案を行います。ここでは、高い技術と志を持った社内外の人材並びに協力会社のチームワークが不可欠です。

③の品質向上へ向けた各施工プロセスの適切な品質管理では、施工段階の各作業項目について、管理ポイントや基準、検査方法を明確にし、厳格で確実なプロセス管理を行い、建築物の総合性の検証などを実施しています。

また、④の総合的なアフターサービスでは、完成した建物について定期点検を行い、これまで培ってきた経験と組織力を結集したアフターサービスを行い、あらゆることに迅速に対応していきます。

最後の⑤のフィードバック活動では、あらゆる方向からプロジェクトの反省を試み、これらを次のプロジェクトに反映させる努力をしています。

これは大変細かくて見にくいパワーポイントで申しわけありませんが、弊社の品質化の管理マニュアルの一部です。生産に向けて、各段階でのプロセス管理を実施することを徹底しているということでございます。

以上、建築主に対し、個別の建物として最適なソリューションを提供し、質の高い建築物の創造に寄与することを述べてまいりましたが、複雑、高度化する現代社会において、企業努力による建物単体ベースの質の向上ではもはや十分ではなく、行政と国、地方自治体、多くのステークホルダーを交えた、より上位からの対応が必要となる問題が生じています。

すなわち地球規模での温暖化による急速な環境の変化です。局地的豪雨や気温上昇などの異常気象が恒常化しており、温室効果ガス排出量の大幅な削減目標設定等により、社会インフラ整備の見直しが急務となっています。

また、化石燃料の枯渇や価格の暴騰等により、さらなる省エネ推進や新エネルギーへの

転換が叫ばれ、少子高齢化社会も既に現実問題となりつつあります。また、構造偽装問題に端を発した建築物の物づくりに対する不信感は、そこで働く人々にも深刻な影響を与えており、建設業そのものへの魅力喪失へとつながりつつあります。

このように社会全般に甚大な影響を与えている問題に対応していくためには、行政側で政策、条例や法体系等での具体的な対応策を作成し、建築物として新たな要求性能までブレークダウンしていくことが必要ではないでしょうか。つまり単体の建物ではなく、建築群といったブロックや、広範囲な面としてとらえ、社会的要請に真摯にこたえていくことが必要です。都市部におけるヒートアイランド現象やビル風の問題、大規模な地震、火災時の避難や防災対策などは、都市計画レベルでの検討が必要であり、行政と建築主、関係者が一体となって取り組まなければならない課題であると考えます。

このような状況下で、私たち生産者は企業レベルとして取り決める課題に対し、少なからずも以下のような品質並びに技術面では、さらなる自助努力を続けています。

すなわち品質向上についての取り組みについては、安全・安心な作業環境の確保を行い、現場環境を改善し、危険作業の低減や作業時間の短縮を行っています。

また、品質ふぐあいと瑕疵の低減・絶無へ向けたたゆまぬ努力が必要です。すなわち物づくりにおけるプロセス管理の見える化を行い、ふぐあいの再発防止へ向けた徹底したフィードバック活動などを展開しています。

また、研修などによるOFF-JT教育と現場でのマンツーマンによるOJT教育等を通じ、品質・コスト・工程・安全・環境面でバランスのとれた技術者を育成し、コンプライアンスの徹底も行っています。

さらに協力会社や資機材メーカーへの品質管理指導を徹底し、協働作業を推進して、その育成にも努力しています。

ここで工事現場の作業環境改善の事例の一つをご紹介しますと、建築物の構造体であるコンクリートフレームを、現設計の現場打ちコンクリートからコンクリート部材のユニット化工法に変更した事例で、柱やはり、床を工場で作成し、プレコン部材によりユニット化をして、クレーンを使って組み立て、1フロア分を5日間で施工することができた例です。同じ作業を在来工法で施工すれば、1フロア10日程度要し、多くの工手の作業員が出入りし、煩雑な作業が繰り返され、危険な要素も多いのですが、この工法を採用することにより、作業環境は飛躍的に改善され、現場の作業工程も大幅に短縮化できました。

また、先ほどご紹介した大きな社会問題に対しても、生産者はさらなる技術的な対応と

して、次のような取り組みも行っています。

①として、災害時のBCPへの対応技術開発として、耐震診断や耐震・制震・免震技術、そして早期警報システムなどの開発を行っています。

また、これからの少子高齢化へ向けたストック社会への対応として、建物躯体の長寿命化や外装・内装・設備等の更新を容易とする技術開発にも取り組んでいます。

③として、省エネや温暖化防止技術としては、外装のエンジニアリング技術や自然エネルギーの活用、そして蓄熱や温熱・光環境の制御などが挙げられます。

そしてこれらを実現するために関連企業やメーカーなどと緊密な連携をとり、共同開発にも取り組んでいます。

以上で、質の向上に向けた生産者としての取り組みについてお話しさせていただきましたが、産業界、そして社会全体にかかわるより大きな課題に対しては、生産者の企業努力だけでは十分ではない状況が生まれています。業界全体として抱えている課題としてまとめると、次のようになります。

顧客予算と実勢価格の乖離、そして過剰な価格査定や、過当競争やダンピング受注による品質低下、そして施工者の倒産、契約不履行などへの懸念があり、その結果として建設業への魅力低下と社会的イメージダウン、つまり3K職場や長時間労働、低賃金、若手技能工の不足などの問題が生じています。

過度な低入札受注は、工事品質の低下、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全環境対策の不徹底等の悪影響をもたらす懸念があります。これにより公共工事の積算基準が低下すると、負のスパイラルを招き、建設業全体を疲弊させることにつながり、魅力ある建設企業群は実現できません。魅力ある建設産業を目指すためには、建設作業の見える化を図り、社会、そして顧客から正当な評価を得て、良質な建設サービスに対応した適切な対価を確保し、過当競争やダンピング受注を回避して、建設作業員も安心して生活できるビジネスモデルを構築する必要があります。

さらに、実態に即した建築関連法規の弾力的運用について工夫する必要があると思います。すなわち法規改正後の確認申請手続のさらなる迅速化や、設計変更審査の柔軟化が求められています。既存建物の耐震性推進やストックの有効利用促進についての課題も考えなければなりません。施工段階や竣工後も視野に入れた省エネ、CO₂削減の問題や、建築生産そのもののグローバル化などの課題について必要だということだと思います。

今後、魅力ある建設産業へ変革していくためには、これらの課題を一つ一つ解決してい

く必要があります。官民一体となって業界全体の課題として、建設産業のイメージアップ、実力アップに一層取り組んでいく必要があるということだと思います。

以上、とりとめのない内容ですが、発表を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

【部会長】 どうも〇〇さん、大変幅広い立場からの生産者の問題点、ご指摘ありがとうございました。

それでは続きまして、〇〇様お願いします。

【参考人】 〇〇でございます。日頃はお世話になっておりまして、ありがとうございます。この場をお借りしましてお礼申し上げます。

今日は、質の高い建築とは何か、質の高い建築を実現する際に存在しているギャップがどういうものか、そのギャップを埋めるための方策ということでご質問をお受けしました。組織事務所で実務を進めている1人の設計者ということで、考えを述べさせていただきたいと思います。カーブを投げるべきか、直球を投げるべきか、少し迷いましたが、非常に重要な問題ですので、ぜひご審議の参考にしていただければということで、個人の考えを直接述べさせていただきたいと思います。

1. 質の高い建築とは

“質の高い建築”とはという問題は、われわれ設計者にとって永遠の課題だと思います。特に“社会”が何を求めているかということが重要だと考えます。建築というのは非常に公共的な存在です。クローズされた立場—設計者だけ、使用者だけ、あるいは事業者だけの価値を考えると、大きな問題となると思います。それからここで“質と”という言葉が使われておりますが、“質” quantityなのか“価値” valueなのかを考える必要があると思います。建築は創造的なものであり、あらかじめ定められた“質”ではなく新しい“価値”を提案していくものではないかと思うのです。また市民の、しかも未来の市民の視線が必要だと痛感します。ところがその市民がほんとうに建築のことを正當に理解しているかどうかという、これが非常に大きな問題だと思います。特に日本の場合 建築は必ずしも正當な評価を受けていないというのが現状です。

これはフィリピンの J I C A のプロジェクトです。30年ほど前現地調査に行きますと、この山に囲まれた全体の中で敷地を選定することから調査はスタートするのです。これは勉強になりました。日本では敷地自体を選ばせていただくようなケースは少ないわけです。さらに大学の研究機器に対するいろいろなご要望など具体的な打ち合わせの後、最後に建

建築家として現状の方向性についてどう思うかと必ず聞かれるんですね。同時期にフェアチャイルドという、外資系の半導体の会社のプロジェクトをやらせていただいたんですが、これも工場ですから機能の積み上げなんですけれども、最後に建築家として全体についてどう考えるかという発言を求められました。これには非常に驚いたんですけども、つまりクライアントにとって建築家というのは単にその場の機能を満足することだけではなくて、そのプロジェクトがその時点において社会的に意義があるのかどうか、環境や周辺の立地にとって妥当なものかどうかという総合的な判断を求められていたわけです。本来建築家はこうでないといけないと思うんです。

誰にとっての質かということを考えますと、先ほどもお話がありましたように、利用者や所有者、管理者、隣人、市民…と、多くの関係者がいる。その中でそれぞれにずれ—ギャップがあるのではないかと思います。そのギャップをどうすれば埋められるのかということが重要なことだと思うわけです。

これは私が設計させていただきました〇〇なのですが、地下鉄の駅を開放し地上に連続させて、もともとの地形と緑を出来る限り保全するというのがテーマでした。模型などで提案させていただき、そのメリットをいろいろな説明させていただき実現したんですが、建設が進み、地下鉄が開業し、工事用の仮設がようやく取れた朝、始めてこの空間を見られたクライアントが、こんなすばらしい空間ができるとは思っていなかったということで、握手を求めていただきました。いろんな手段を用いてその空間や価値を伝えようとするわけですけども、それはなかなか伝わらない。完成して初めて伝わることも多いわけです。事業性や有効性などクライアント自身の指標や言語で説得をするのですが、空間を実際に見ていただいて初めてその提案の全体の価値が理解していただけるケースがあるわけです。これは同じプロジェクトの平面図ですが、真ん中にボイドコアという、外部スペースを持っています。これも最初は外壁面積が多くこんなものは無駄だという意見がたくさんあったわけです。それに対して有効率が上がることや、フレキシビリティなどを説明し、あるいは経済性や事業性というクライアントの指標で徹底的に検討していただいてはじめて実現にこぎつけられたのですが、竣工したとたんこれは便利だ。テナントの要望を自由に聞くことが出来ると急に評価されることになったわけです。

この窓際の自然換気口についても、実は自然換気なんて要らないというところからスタートしました。海外のテナントは自然換気というのを条件にされている企業がありますよとか、自然換気は環境上有効でこれからは環境の時代が来ますよという感じでご説明を重

ねて、ようやく実現しました。そしていったん実現しますと、確かにテナントには喜ばれるし残業の対応もできるということで今やそのデベロッパーの標準仕様にまでなっているわけです。つまりこれはクライアントの目的に対応した組み立てもしながら、それを超えた広い視野の価値を提案することによって最後には喜ばれたというひとつの実例です。

建築の“質と”を考える上でははずせないのはローマ時代の建築家ウィトルビウスの“建築の三要素”です。ウィトルビウスの「美・用・強」の理論は、「強」を中心とし、建築を非常に総合的なものとしてとらえていました。それに対して最近はこの中でも「用」、特に経済性の比重が非常に大きくなってきているとおもいます。それから残念なことに「美」というのはあまり大切にされていない状況です。「強」というのは生命に関わることであり依然非常に重要な課題ですが、それゆえに姉齒問題等で建築界の信頼が揺らいでいるわけです。例えば最近とくに“環境”が重要な課題になっているわけですが、これは「用」に含まれると考えられます。現在ではその「用」を実現する上で“経済”を中心とした組み立てが重要視され、いろいろな価値を経済的な指標でも説明できるストーリーづくりがますます必要になっているということだと思えます。

一方、最近での建築の質の基準である安全性・耐震性、安心・健康・快適・心理・創造性、機能性・知的生産性・合理性・経済性・維持管理性、環境・長寿命・時間性、美しい建築と街づくり、文化性・創造性などを先の「美・用・強」に対応させて並べますと、こういう関係になると思います。現状ではそれぞれの項目において問題があります。

例えば安全性・耐震性に関しては、実は地震や事故ごとに施行令の基準が変更されることに対する、大きな不信感があります。

それから安心・健康・快適・心理・創造性の項目では、どうも建築の世界における保険制度、瑕疵責任制度が十分ではないのではないかという声がある。

それから機能性ということでは、いろんなケースであまりにも機能が軽んじられてしまっていることが多いということです。これは建築家自身の責任だと思えますが、そのために建築家は自ら信頼を失っているケースが数多く見受けられるわけです。それから経済性が重要だという状況に対してそのベースとなる工事の価格というのが合理的でないといけなわけなんですけれども、二重三重と政治的な価格が横行していることが多く、経済的な説明の信頼性が怪しくなってしまう状況が多いわけです。さらに場合によっては安いことが最大唯一の目標になっているプロジェクトも多く、そのような中で正当な計画が無力になってしまう状況があります。

また、“環境”が非常に重要な建築の質であり、世界的にも日本の環境技術は先行していると思っていたのですが、最近はそうでもなくなっているんじゃないかと危機感を感じています。ますます使い捨ての風潮になりつつある。後ほどちょっと例もお見せしたいと思いますが、もっとストック社会への理解を拓めることが必要だと痛感しています。

それから美しい建築と街づくりについては、日本の街の多くを見ると個別の建築のみを考えているといわざるを得ないわけです。周辺や隣地との関係を考え、街並みをもっとみんなで良くしていくという考え方が本当に必要なんですがそれをどう誘導できるかが緊急課題です。

そもそも建築というのは“文化”そのものであるはずなんですけれども、社会自体がそういう認識になっていません。建築家のひとりよがりがあり、社会の見方との間に大きなギャップがあるのが事実です。そういうギャップをどうすればなくしていけるかについて述べさせていただきたいのですが、同時に実は建築というのはこういう多様で場合によっては相反する重層する要望に対して解決提案を行うという全く総合的なものなんだということをもっと社会に理解していただき、またわれわれ自身がそのことをもっとアピールする必要があると思うわけです。総合性を考えるとそれぞれの異なる価値が社会が基準としているひとつの指標で比較できるということが必要なわけで そのような計画手法の展開が重要になってくるわけです。この図はクライアントに対して、現状のわれわれの対応に対してどういうことを重要だと考えておられるか、それに対する満足度はどうかということ調査した結果です。意外なのですが、デザインや専門知識というのは非常に満足度が高いんですけども重要度は低く考えられていて、プロジェクトの推進力、あるいはコストマネジメント力、企画コンサルティング力、このようなマネジメントに関する項目の重要度が非常に高いということなのです。この表はアメリカのLEEDを手得している企業が企業評価上高く評価されている、LEEDを取得してから株価が上がっているということをあらわしており、クライアントに対して環境提案をさせていただく際に最近使わせていただいているのですが、このようにクライアントにとっての経済的なメリットが提案実現のポイントになるわけです。 ということで、そのような社会の要請に従い、日建設計も従来の設計監理の業務の枠を超えて、CMやビルディングマネジメント、マネジメントソリューションなどマネジメント分野を拡張展開しています。現在グループ全体で2,500人、その内ここ数年で500人がこの新しい分野での増加という状況なのです。

これは私が設計させていただきました〇〇なのですが、先ほどから述べさせていただい

ている総合性ということで挙げさせていただきました。これはエントランスのファサードで、できる限り開放的にする必要があったわけですが、それが西向きだということでダブルスキンの提案をさせていただいたわけですが、しかしその一方では、サッシが二重になると非常に圧迫感が強くなり、開放感とは相反することになってしまうわけです。こんな場合通常ですと強化ガラスのドットポイント工法が透明感があって有効なのですが、実は強化ガラスは自己爆裂の可能性があります公共スペースなので使いにくい。それならば フロートガラスで透明感の高いサッシが実現できないかということで開発したのがこのピースフレーム工法なんです。通常のカーテンウォールでは地震時にガラスをロッキングさせて地震力に対応するため2点でガラスを支えているのですが、その支持点までサッシをつけ しかもやじろべえの原理で左右のガラスのバランスをとるとサッシとしてはミニマムになり、またガラスを施工するときの支持金物にもなるということで工法上也合理的で、要は環境上の要望だけでなく安全上の要望、経済性や施工や空間上の要望などいろいろなことを考慮しながら1つの技術として提案したものなのです。強化ガラスで無いので爆裂が無く経済的でもある、それがまた美しいというところで、数えきれないスタディの中で価値ある提案が行われているというところを見ていただければと思います。

2. 質の高い建築を実現するうえで存在するギャップ

そのような建築の質を実現する際に存在するギャップについて、今も多少述べさせていただきましたが、改めてまとめさせていただきたいと思います。

① 第一は“社会の建築に対する低い理解”。例えば〇〇という名前ですが、電話交換手に「〇〇ですが」と言いますと、「〇〇ですか」と聞かれることが多いんです。〇〇という名前も認知していただけていない。一部の有名建築家や大手ゼネコンの名前は知っていても、設計事務所というのはどういう立場で何をしているのかということさえ、日本では理解されていない状況なのです。その中で、建築士と建築家というギャップがあるということも申し上げないといけないと思います。例えば私は学会に所属させていただき、J I Aに所属させていただき、建築士会、事務所協会に所属させていただいているわけで、しかもそれぞれの会が非常にすばらしい活動をされているのですが、同じことを別々にやっていることがあまりにも多いわけです。社会から見ると何がなんだか分からないと思います。大変なエネルギーを割いていながら効果が本当に少ないわけで、もっと業界がもっと協調して1つの動きにすることによって、いろいろな働きかけも効率よくできるし社会から見てもわかりやすくなるのではないかと思うことが多くあります。

また基準法、施工法が最低基準を示す法律だということが、社会ではまったく理解されていません。基準法に満足すれば合法で、満足していなければ非法という、○か×なんです。そこで姉齒問題以降、数値だけで安全性を判断するような異常な状況が続いているわけです。構造というのは、単に数値だけの問題ではなくて、全体の安全性を計画として満足させるべきものだということが理解していただけない状況にある。この辺は我々自身の努力不足でもあるということで反省すべきことだと思います。

② ギャップの第二番目は“公共性の認識不足”です。これは日本の場合 土地所有への執着が強く、さらに単体規定に慣れてしまって、その敷地内のことだけを考えてしまう状況になっているわけです。建築というのは完成した途端、外から見える存在であるわけで、隣との関係まちとの関係は必然であるわけです。本来公共的であるという認識が重要だと思うんですけども、しかしその一方、景観も不動産価値の一つの要素として考えるべきだという銀行家の方々も最近では現れてきており、丸の内や日本橋なんかでは、まちなぎわいやまちの雰囲気は土地の価値にとって重要な要素なんだということで積極的な仕掛けが進んでいるというケースもあるわけです。このようなことがもっとオープンに議論され実際の指標になっていけば、景観もまた違った形で展開できるのではないかと考えるわけです。

これは公共性に絡んでの話ですが、皆さんよくご存じのように、超高層ビルではエルセントロとか八戸とか、過去の地震波形でシュミレーションしてチェックしてきたわけです。その過去の地震波というのは並べてみるとどうも高い周波数のところは異様に低いものばかりだったわけです。これは震源やその土地の地盤によるのですけれども、ところが最近、長周期問題がしきりに問題にされているわけです。つまり最近の地震の状況を考えると長周期に対する配慮が必要ではないかということなんです。これに対して、例えばたしか2000年だったと思いますが、告示でエルセントロとか既存の波形を修正する告示波が出されてこれでもチェックすることになったわけです。しかし日建の場合はアトウエーブという長周期部分を補足するような波形をすでに1988年に設定し、チェックをおこなっており、最近ではさらに東海地震、南海地震、東南海地震を想定して地域ごとの地盤に応じた波形でもチェックをするようにしています。要は、公的な基準は新しい地震、新しい地形が出てくることごとく変わってきたわけですが、建築の公共性を考えると、単に基準に合わせるだけでなく、設計者としてより高い知見で本当に安全を求めるといふ性格のものではないかということで、一つの実例として紹介させていただいたわけです。

③ 第3のギャップは、先ほど〇〇さんもおっしゃいましたが、“元気がない業界”という事です。ほんとうに学生も建築に対して魅力を感じなくなっているようでこれは危険水準です。巽先生がおっしゃったということですが、設計費や工事費が過剰に過当競争の中で抑えられているというのが第一の問題です。ですから忙しく、苦しくそれでも儲かず、社会からも総計されない3Kの代表選手になってしまっているわけです。これはお医者さんと比較すると歴然です。どうして医者が尊敬され、豊かな生活をし、さらに社会的にも信頼されているのか。一部信頼をなくしている部分も無いではありませんが、建築家に比べると大差があります。これは患者さんにとっての利益に直接答えられているということ、健康という重要な価値の理解の共有があるということだと思います。

いかに建築界が社会の価値に合った対応ができるかがポイントで、それとやはり医者と比較すると、業法の整備が必要なのではという気がします。公平な発注方式ということです。すめられている入札制度が、ダンピングにつながって過当競争になってしまっている。先ほどお話がありましたように、工事費が異常に低く抑えられたり、あるいは設計費が考えられない状況になっている。それによって業務の質が変わってきておりやるべきことがやられていないにもかかわらず、過剰な忙しさであるという悪いサイクルが続いているわけです。実際若手設計者がほんとうに生活ができない状況だというのは、皆さんご存じのとおりだと思います。

④ さらに重要なギャップは“技術力の低下”です。技術があまりにも専門分化し、本来の総合性がなくなっているのは明らかです。それから設計者のゼネコン頼り、ゼネコンのサブコン頼り、サブコンのメーカー頼りということが現場で起こっています。さらに求められるマネジメントという技術が成熟していないのは大きな問題だと思います。

⑤ それから“経済的な説得ツールの不足”を揚げる必要があります。これは社会的な価値と経済価値を結びつけるような手法が求められているということです。環境に対する対応等についても、このような視点で整理するとどのような制度やインセンティブが必要かも明らかになってくると思います。

⑥ それから“ストック社会への意識不足”を揚げざるを得ません。過剰な消費社会になってしまっているわけです。この図はいかに建設関係者が減りつつあるか、それから民間投資、公共投資が減少しつつあるかという状況を示しています。この問題については〇〇先生が対応されておられるのですが、ストックが増え、改修の割合というのが新築に比べて格段多くなっている。このような状況に対して有効な手法を構築する必要が急務だと

考えるわけです。つい最近、自宅で25年ぶりにガス風呂が壊れまして、業者さんと呼ばれますと、25年ももったんですかとへんな嫌味を言われまして、つまりもう修理は出来ないというわけです。そこで同じメーカーの機種と同じ機種への交換をお願いしたんですが、ガス会社さんとメーカーさんと施工していただいた大工さんで、3種の工事価格が出てきて、それが倍半分差があるんです。かつこの写真を見ていただきたいのですが、スイッチのサイズが大きくなっており元の壁に収まらないようになってしまっているのです。そこで、スイッチのカバーを取り、食器棚を動かさざるを得ないということになってしまったのです。同じメーカーの同じ機種がどうして将来の変更を考えずに製造されているのか。やっぱりその辺はしっかりと社会システムとして整備していかないといけないんじゃないかと思います。

⑦ それから“法改正に伴うギャップ”も重要です。例えば阪神大震災後に耐震診断を求められるケースがものすごくあったわけですが、その報告をさせていただいた後、実はすぐに基準が変わってしまいました。そうすると、その新しい基準で改めて診断をやらざるを得ないような状況が生じ、信頼をなくされた方も多いと思います。多くの場合再調査はやられていません。やれないですね。実はそのように基準を変更するタイミングというのが非常に難しいものです。例えばエレベーターの今回の改正でも、安全を強化するというのは非常に好ましいことなんですけれども、シャフトの面積を変えないとおさまらないケースさえある。そうすると既存不適格になってしまうわけで、60万台の既存不適格が生じる可能性があるというんです。既存不適格というのは一般的には不法と見られてしまい価値がなくなってしまうこともあるわけです。改良はいいけれども、改良の仕方を工夫しないとイケない。

さらに今困っているのは現場等で変更をするのが非常に難しいということです。先週、竣工前の建物の検査に行きました。現場段階でなんと4回も変更申請が必要になり、竣工検査は完了したものの、変更申請の整理のため引き渡しができないという状況になってしまっているのです。これは皆さん実感されておられることだと思います。

それからぜひ申し上げたいのは、設備一級建築士ができましたが、例えば電気の技術者というのは大学で建築学科の教育を受けていないケースが多いわけです。ですから建築士の試験を受けるというのは非常に難しいわけで、人数も限られてくる。この辺は何とか教育と制度というものを合致させる必要があります。特に日本は海外に比べて構造や設備も建築学として教育をするという、総合性とい観点からみるとすばらしい歴史を持っています。

これを生かしていかないといけないと思います。生かすことによって、優位性を持って日本の建設技術を世界に展開できるんじゃないかと思うわけです。

それから建築の外装の色をマンセル記号で規定するような景観条例があるとか、地域的にはまた担当者によって差があり、どう考えてもおかしなことも指導されることもあるわけです。この辺、ぜひゆっくり申し上げたかったんですが、時間が迫っていますので次に行かせていただきます。

3. ギャップを埋めるための方策

① 技術の側面から

それではこのようなギャップを埋めるにはどういう方策があるのかということですが、まず技術の側面から申し上げますと、やはり時間軸を重視した設計・計画論のさらなる展開が必要ではないか。これはある時点で要望を整理し、その要望に対して計画を行うというのが今までの計画だったわけで、そうではなく時間軸を考慮してフレキシビリティをどうするか将来の変更の幅というものも計画していくような手法が求められていると思います。それからストックマネジメント技術。これはストックが増えてくることに対して、どうマネジメントしていけばいいのかという技術や体制をさらに拡充する必要があると思います。

経済分析を加えた計画手法の展開や、マネジメントがますます重要になってくると思います。公共的に意味のある計画が経済的にも意味があるというようなストーリー、あるいは制度が必要だと思います。それからライフサイクルでの評価が現状価値も上げるというようなストーリーづくりが必要だと思うわけです。その時点だけの価値ではないということが社会性の強い建築にとっては非常に重要です。それから先ほども述べましたが環境に寄与するということの価値を経済指標化できるかどうか。これは非常に大きな課題だと思います。環境に対する社会的な意識が変わりつつあります。ただ現状では、経済的に成り立つかどうかということになりますと、いまだに多くの補助金をいただいてさえ成り立たないケースが多いのが現状です。篤志に頼るのは限界でやはり明快な誘導政策が必要になっていると思います。

それから合理的で一般性のある工事費積算システムの開発。これは先ほど申し上げました現状の何重かの政策的、政略的な工事費に対する提案です。

それからBIMの展開。これはご存じのように三次元の意味を付与した入力によって、実際に建築のモデルをつくってしまうというものです。構造と設備と建築空間を事前に図

面の中で表現し、食い違いをチェックしたり、仕上げの数量を積算したり、様々な三次元のシュミレーションを行ったり、多くの可能性があると思います。三次元の空間の認知が出来るということで、これからますます重要になってくる住民参加型のプロジェクトで住民の方々に実際の空間を把握していただくということにも使うことができると思いますし、クライアントに対してもより説得力のある提案が可能になると思います。アメリカと日本の施工生産体制は違いますので、同じような形で進むとは思いませんが、非常に有効な手段の一つではないかと思います。

②法律の面から

それから法律の面ということで申し上げますと、法令を変更する場合にいくら良い変更であっても社会的にはそれで信頼をなくしたりブレーキがかかってしまうケースもあるわけで、変わらない基本的な枠組が重要です。これは価値が多様化する中で、プロフェッショナルの倫理性がますます重要になってきている状況で、この基本的な枠組みづくりの重要性が増していると考えています。今議論されている基本法の制定というのがこれにつながるのではないかと理解しております。基本法では建築だけではなくて、建築・都市・環境の全体の目標を明示していただきたい。それから倫理性・公共性・安全の強調をされたい。文化とか時間性・永続性を強調していただきたい。それから国民・建築主・建築家・施工者・メーカー、それぞれの責任・倫理があることを明記いただきたい。さらに現状で整理する必要があるのは、国際的な建築家の制度と、日本の建築士制度の折り合いということではないかと思います。専攻統括建築士もしくはアルカシア建築士、それからJIAの登録建築家制度というのが完全にダブっていて、CPDなど非常に複雑なことになっています。できれば統一化を図っていただいて、目標となるような、あるいは国際的にも認知しやすいものにできないものかと考えます。同様に、例えば現状では日本の構造建築士は国際的には認知されていません。シビルエンジニアリングでの教育を受けていないからですがこれは早急に何とかする必要があります。建築士法、建築基準法、建築業法の体系化が必要ではないかと思います。

それからもう一つぜひ申し上げたいのは、街づくりを視野に入れた協議調整型のプロセスが必要だということです。これは単体で確認を行うというだけではなく、連続した街づくりを視野に入れ、周辺との関係づくりにインセンティブのある協議、調整型の許可のプロセスが求められていると思います。

③制度の面から

制度の面からということで、時間が超過しておりますので項目だけ挙げさせていただきますと、建築団体連合会の設立を誘導していただきたい。いかに無駄が多いか。

建築設計の瑕疵保険制度がいろいろなところすすめられていますが、まだまだ国際的な保険制度に比べると十分ではない。

それから公平で迅速な建築紛争審査調停機関が必要となっております。急速に係争の時代に入っているなかで、方向性が見えないと社会的に大きな影響が出てくることが予測されるからです。

それから適切な設計料・工事費。これはやはりポイントの一つです。

それから評価顕彰制度の整理拡充ということ。これは芸術選奨や文化功労者、文化勲章等、重要な文化の顕彰に対して、建築が対象になっていないケースがあまりにも多いわけでこれは問題です。ぜひ国としても建築が文化であるということを国民に広めていただきたいと考えるわけです。

それから景観とか環境とかいう問題について、やはりインセンティブのある制度が必要ということ。

それから教育制度の充実と技術倫理教育の充実の必要性。

第三者監理制度の検証・見直し。これは監理段階も、よい建築をつくるための成熟期間ではないかという考え方もあるのではないかという視点です。

以上計8つの項目について記載させていただいておりますので見ていただければ幸いです。

時間を超過して申しわけありません。ということで生のままの考えをお伝えしましたので、どうぞよろしくをお願いします。

【部会長】 どうも〇〇さん、大変包括的で鋭いご指摘、ありがとうございます。この審議会の趣旨にまことに的確ないろいろなご提言、ありがとうございます。

それではただいまから、委員の先生方、意見交換をお願いしたいと思います。どうぞ自由にご発言をお願いします。慣例によりまして、名札を立てていただけると座長の時間管理が楽でございますので、よろしくをお願いします。

〇〇委員、お願いします。

【委員】 〇〇さんにちょっとお伺いしたいんですけども。

【部会長】 〇〇さんですか。

【委員】 はい。御社の技術の水準ですとか、社会のニーズをどのようにとらえて、質の高いものをつくる努力をされているということはよくわかりましたし、そういった技術

開発が、日本全体で技術水準だとか建築基準法が直接対象としているものと、もう既に技術的にもかなり質の違うものだというようなことも私は感じたんです。

ただ、直接例えば施工あるいは設計の立場で、建築主に対して耐震のような問題に対して、特に社会資産という言葉もございましたが、どのようなグレードであることが適切なのか、あるいはそれをどのように評価するのかということに関しても、実際に法律はどうしても過去のものであったり、一般に共通する形で運用されるので、かなり違ってくると思うんですが、そういうものがほんとうに選考して検討された上で、法律も満足しているという形になっているのかどうかということについては、現実の仕事の進め方を見ると、やはり法律の基準に適合する形で設計するというような現実が、かなりあるように思うんです。

それをだからどうやって変えていくのかということが、社会制度としても問題だというのが、ここの審議会でも議論する内容だと思うんですけども、一例かもしれませんが、私も以前に高層物件を評価していたときに、当初は例えば連続地下壁のようなもので設計されていたのが、やはり予算の関係とかで連続地下壁をやめて、通常の現場打ちぐいになりましたと。計算上はこれでも大丈夫ですというような形で持ってこられる。

数字が法律を満足しているからといって、決して質が高くはなっていない、むしろ質が下がってしまっているわけです。現実にはやっぱり経済的なプレッシャーの上で、基準法がいろいろな形で細かく規定されていて、これで安全だと言われると、そういうものに押し流されてしまっている現実があると思うんですが、その建築基準法にかわる何か、バックボーンとなるようなものを社会制度として持っていないと、なかなか経済のプレッシャーに対抗できないという現実があると思うんですけど、ちょっとその辺の見解をお伺いできればと思いました。

【参考人】 よろしいでしょうか。1つはやっぱり地震の耐震性については、かなりお客様のほうが猛烈なレベルといたしますか、今の世の中は阪神の大地震のときの経験がものすごく変えたといいますか、はっきり言いますと、とにかく何倍も考えなきゃいけないような状態をお客様のほうが要望されますので、かなり具体的な説明をさせられながら、いわゆるコストの面との比較を常に申し上げなければいけないような状況が、今素直なところだと思います。

法律が確かに基準上でどうであろうとお客様が要望するのは、この建物はこういう状態なのか、それともこういう状態だとみんなが言うんだけど、うちの場合はどうなのかとい

うことを常に比較論で話をされるのが、もう具体的に出てきておりますので、非常に高いレベルを望まれるというケースに、いよいよなってきたのではないかなというのが現状だと思います。

そうすると、コストの面でどうだと幾らあれであっても、競争相手が多少いますものですから、我々だけのことでは当然なくて、みんなの比較論の中で判断をされるというケースが非常に多くなっていると思います。

そういう意味では、これは国といいますか、行政に期待をするというか、何かそういうことで、もうちょっと小まめな分け方が整理できているといいのかなと思いますが、何としても最低限の条件で答えをつくったもので表示をされますものですから、その上のほうの点のどこが、要するに、クライアントさんとお金との間の世界で間に合う範囲なのかということを設定していくのは、意外と大変。いわゆる比較論の中でお客さんに理解してもらおうという手法でないと、今なかなか思うようにいかないというのが現実だと思います。

十分でないかもしれませんが、今毎日、〇〇さんもそうだろうと思いますが、とにかく単純に我々がある表現をしても信頼してもらえない、情けない範囲に、あの姉齒問題以降は、常にそういう構造的なせっぱ詰まったような話になっているという状況なので、これを何とか信頼関係を戻していきたいと、構造的には常に思っておるんですが、そういう大きな課題を抱えているというのが現状だと思います。

【部会長】 ありがとうございます。どうぞご自由にご発言を。

では〇〇さん、お願いします。

【委員】 今回は〇〇さんと〇〇さんということで、日本では代表する大手ゼネコンであり、設計をされる会社だと思っておりますが、〇〇さんのほうから、この資料の27ページの法律の側面から、基本的枠組みということで、建築士と建築家というような形でなく、やっぱり総合的な建築士、そういうものをこれから考えなきゃいけないのではないかとご提案されていますが、これは私も6月29日のヒアリングで各いろいろな団体からお話があったときに、非常に強く感じたわけです。

そこで1つご質問したいことは、〇〇さんなんですが、パワーポイントの13ページ、14ページに関係するんですが、14ページでは品質保証体系の一部分を見せていただいていますけれども、13ページのご説明の中で、そういう企画設計から引き渡し、あるいはアフターサービスに至るまでのプロジェクト責任者を社内に置いていらっしゃるってお話しされました。その方がどの程度社内で権限をお持ちなのか。

それと大事なことは、今日設計と施工という立場で考えると、例えば〇〇さんから設計が出されて、それをお受けしたと。そういうような場合では、随分品質保証のプロセスの進め方が違うんじゃないかと思うんですが、その辺をお伺いしたいんです。特にプロジェクト責任者という地位とか、それから権限です。

【参考人】 プロジェクト責任者という表現を私どもがしてしまったので、これは全く当社の例で、申しわけありません、一般的なお話では決してないと思いますが、当社の場合でお話をさせていただきますと、建物をつくる時のお客さんのかかわりというのは、もちろん営業から始まりまして、設計企画、いろんな段階、もちろんそこに設計事務所さんもいらっしやいますし。

ただ、どんな状況であっても一つのものをつくって完成させて渡してということになりますと、一気通貫で表現をしなければいけないものですから、簡単なことを言えば、契約主の代理であり、ほとんどの権限を持ってやるような位置づけになるべくしていこうということで、いろんな人がかかわって何となくうまくいくということは、今建物というのは難しいものですから、私どもは今そういうふうになるべくしようということで、プロジェクト責任者制度ということをかなり強く押し出しております。

それが権限はそうするとどういうことになりますかという、かなりレベルは高い、契約者と変わらないぐらい、その人に全責任を持たせてやってもいいと。あるときはもちろん現場の所長でもあるでしょうし、それからいわゆる営業所の所長さんとか、レベルで言いますとそういう人たちがかかわってやる。

そうすると地域性も非常に強いですし、いわゆる同じ視点の中でも範疇で言いますと、地に密着したような形で仕事ができますものですから、私どもで言いますと、プロジェクト責任者というのはまさにそのもののお仕事を受け取った人間という位置づけで、今表現をしております。かなり権限は強くしているという実態でございます。

もう一つのご質問の、設計施工の場合と他社設計の場合どうかということなんですが、これは品質保証面ではほとんど変化はないといえますか、要は当然設計事務所さんの要求に従ってやりとりしますので、それに従ってやるということはもちろんあるんですけども、社内の規定もかなりあるものですから、それに従ってやっていく。〇〇さんは〇〇さんのコンセプトを持って要求しますので、それにこたえていくということをしなければいけない、契約条件上はそういうことになっています。

ただ、それに例えば意見を申し上げることも多々ありますし、お互い協議をしてつくり

込んでいくということはやることで、我々も設計部があると同じようなことをやりますので、ほとんど施工に関しては変わらないといえますか、そういう状況だと思います。

それからつくり込みに関しても、かなり意見調整は最初にさせていただきますので、設計施工であろうが他社設計であろうが、あまり区別はない状態でやっちはいるつもりなんです。ほかからどう観測されるかはわかりませんが、我々の側はそういうつもりでやっております。そういう意味で、私どものまさに本部そのものがそういう志でやっておりますので、間違いないんじゃないかと思うんです。そんな状況でございます。

【部会長】 ○○さん、ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

【委員（代理）】 ○○の代理で僭越ですが、○○さんは○○の会員でもいらっしゃいますが、今回の○○さんのご説明は、私ども○○では折に触れて、すべての面について議論をし、あるいは活動している内容ですが、大変よくまとめていただいたという意味では大変感銘を受けております。

特に○○さんのご説明の28ページ最後の制度面云々、ここで8つ挙げていただいておりますが、これはもうぜひ全部を実現させたいというぐらい、私どもは感じております。

それから先ほどの設計施工の問題ですが、我々は当然設計専門として、施工との関連のあり方については大変な関心があるわけです。基本的には別であるべきだと考えておりますが、これは必ずしも単に設計と施工を分離するという話ではなくて、工事管理の問題があるわけです。設計者がその建物について大きな責任を担う以上、その設計したものが正しく施工されるという必要がある。あるいはそれが消費者保護、建築主の保護であるという考え方に基づくわけで、今日ご説明いただいた○○さんはじめ、大手の一流企業さんについてはそれほどもちろん問題に感じておりません。

ですが、世には非常に質の悪い施工業者がたくさんいるわけで、そういう人たちにしっかりした設計どおりの仕事をしてもらおうという意味では、設計者としては工事管理をどう見ていくかということが、今議論としては非常に大きくなっていると私は思っております。その分、それがしっかりできるということは、設計した内容が実現するということですから、それなりの設計者としての責任をどう負うかということにもなります。

ここで言います建築家賠償責任保険なども、これはもう全入しなければいけないというようなことを今論議しておりますし、自分たちの立場をしっかりとこそ全体がよくなると考えております。ありがとうございました。

【部会長】 今のコメント、どなたかにお答え願いますか。

【委員（代理）】 いや、すいません、特には。

【部会長】 ありがとうございます。冒頭、今日お話しいただいた〇〇さんも〇〇さんも日本のトップでございますから、ご指摘のように全国には、あまたのもうちょっとレベルにばらつきのある設計業者、施工業者がたくさんいるわけございまして、行政としては、その全部を視野に入れた展開をしなきゃいかんところが非常に辛いところだと思います。

【委員】 〇〇さんのほうにお聞きしたいんですけども、私どもは建築士事務所の団体で、ゼネコンさんが開設しておられる建築士事務所も会員です。その建築士事務所は、法制度上は開設者はだれでもいいわけですが建築の設計、監理の仕事を業として受けるときには、建築士を雇用しなくてはならないとされています。建築士事務所を開設し、同時に建築士事務所を管理する建築士を定めて、技術を統括する管理建築士を登録するということになるわけです。いわゆる設計施工の場合においては、社長さんが開設者となる場合が多いと思うんですけども、今の制度上では、管理建築士は開設者に必要な意見を述べることになっております。今回の法改正の中で、建築士は建築士法上の責任を持って、社会的に非常に重い責任のある仕事をしている一方開設者はもちろんそういった意識はあったとしても、やはり経営者であるということから管理建築士との間で権限のコンフリクトを生ずるのではないかと、ということがありました。病院の場合も、病院の経営者はだれでもいいんですけど、医師を雇用して病院長を定めてと、同じようなスタイルなんですけれども、病院長の権限というのはかなりはっきりとしております。病院に勤める医師だけではなくて、ほかの資格者であるレントゲン技師とか、看護師とかのスタッフを全部管理して統括して、医師としての役割がちゃんと全うできるような権限が与えられている。

建築士事務所の管理建築士にも病院長と同じように、開設者は管理建築士の意見を尊重しなくてはならないこと、また管理建築士というのは、その建築士事務所の建築士だけでなく、今プロジェクトは非常に多様化、それから発注形態も複合化していて、いろんな専門家を必要としているわけですが、そういった意味ですべての所員を、管理し技術を統括する権限が付与されるように、まずはっきり位置づける必要があるんじゃないかと主張してきました。〇〇さんの立場から見て、その辺はどうお考えになりますか。

【参考人】 大変難しいお話であれなんですけど、まず私どもでどういうことを想像すればいいかというと、まず設計施工の場合のイメージを少しお話しさせていただきますと、

我々で言いますと品質管理部というのがございまして、非常に権限を持っておりまして、品管部というのは会社の中で言えば、いわゆる独立性の非常に強い部分でございまして、簡単なことを言うと、うちの社員でありながら社員でないような働きをするように、かえってそういう位置づけで置いておりますものですから、おそらく設計施工の場合のイメージはそんなようなことで、やっぱりその人たちの技量というのは、かなり技術を持った人間がその任に当たるといような仕組みで今やっておるので、会社全体としても、今社長そのものが設計のほうの携わりではない、いわゆるメンバーが違う人間が携わっていますので、そういう意味じゃ、設計は設計でかなり意図は強くカラーを出すようにしていますので、おそらくそういうことは絶対必要ということだろうと思います。

いわゆる言い方とすれば、行司役は要するに第三者的な立場できちんと把握できるような企業でないと、かえって設計施工というのもあまりいいことではないんじゃないかと思えますし、そういう役割を設計事務所さんが果たすこと自身が、今のあり方だろうと思えますから、まさにそういうことが必要なんではないかと私も考えてはいるんです。

【部会長】 それでは〇〇先生、お願いします。

【〇〇委員】 今日はお話、ありがとうございました。〇〇さんに伺いたいんですけれども、今まで戦後日本の建築技術の質の向上価値の向上を、スーパーゼネコンさんがリードされてきたことは紛れもない事実ですし、今日のお話を伺ってそのことを再確認したということだと思えますけれども、私はこの審議会の中でストック担当みたいな形になっておりまして、今日のお話の中で〇〇さんからストックの話がたくさん出ましたけれども、〇〇さんのプレゼンテーションではあまりストックのことについては触れられていません。

〇〇さんがやられてこなかったわけではなくて、十数年前から、相当事務所ビルの改修工事に新しい技術開発でリードされてきたことも承知しておりますけれども、今日のプレゼンテーションではあまり触れられていないという中で、例えば改修工事は最近公共工事でも不調に終わることが多いとか、スーパーさんがなかなか出ていかない分野になっているということもあります。この問題の背景には、例えばその建物の当初施工をどこがやったかということと、その改修施工のときにどこがやるべきかというので、ある意味公平性というか、オープン性に目に見えないバリアがあるとかいうようなことで、ほんとうに適正な競争が行われるかどうかという問題もあろうかと思えます。

その辺、この改修工事、ストックをより質を高めるという分野において、スーパーゼネコンさんが持っていらっしゃる技術をもっと生かしやすいような環境にするためには、ど

ういうバリアが今あるのかというようなお話を、ちょっと聞かせていただければありがたいと思います。

【参考人】 これもまた非常に難しいんですが、まず一つは、我々もストックに関しての力というのは、正直言って施工高のおそらくどのぐらいになりますでしょうか、相当量を今実際にはこなしておりますので、先ほどちょっとお話が出たように、本来物づくりのときから実はストックを考えなきゃいけないはずなのに、それがなかなかそうでなかったというのが今までなものですから、今からやることのストックというのは、何十年後の世界のことを語る技術だろうと思うんです。

例えばいわゆる建物は30年も40年も50年ももつんだけど、果たして空調機は10年たったらだめになっちゃったものを、全部取りかえるのは先にやらなきゃいけないのに、建物の肝心なところに全部置いてあって、いざそいつをやるのに全部仕上げをはがさなきゃいけないなんていうのは、どう見たっておかしいよねという、今まさにそのストックの改善といいますか、ストック技術をどうやって設計に活かしてなきゃいけないかということの研究がものすごくあるのは、まさにそういうことだろうと思いますし、そういうことに対する技術の開発部門というのがむしろ独立してあるぐらい、今各ゼネコンが一生懸命になっている部分だと思います。

もう一つは、じゃ、我々が今ある建物の、例えばAというゼネコンさんがやった仕事に我々が率先して行くかということ、これはなかなか表現が難しいんですけども、そういうことに臨む領域であるかどうかということ、今正直言うと見積もりの件数はすごく多いので、挑戦的にはみんな行くんですけども、残念ながらなかなか仕事がとれないというのは素直なところで、競争原理が働くのは、やった業者さんが非常に頑張ってるのか、その辺は非常にあるんですけども、そういう差別を我々がしているかということ、今は全然そういうことはありませんので、正直に必要案件があれば我々も挑みますし、逆にそういうことはあるんですけども、1つだけはっきり言えることは、設備の工事だとか、それが何回も変更が起きて、そのことを考慮した上で見積もれというのは非常にわからない部分があるので、いわゆるお客様のほうの出てくる課題が評価できなくて、残念ながらというその見込みで見積もりをつくらなきゃならない場面もありますから、非常に具体的に言いますと、難しい発注が今行われているということは事実です。

おそらく公共的な建物も、ずっと面倒を見ているどこかの業者さんがいて、その業者さんが見積もると非常に明確に出るんだけど、それと同じことを全部ほかの人たちに

ニュースソースとして流さなきゃいけないこと自身の手間というのは、非常に大変なんだろうと思います。その辺が公平でできない、具体的に言えば、そういうあたりがはっきり言えるのではないかなと申し上げたいと思います。

私もこの部署に来る前に支店長をやっていましたものですから、何件も挑む案件はあるんですけども、なかなか中身を全部理解した上で見積もりをするということは、正直なことを言えば、生きた体にいろんな故障が実はあったのを、手直ししながらここへ来たんだ、それをまた新たにこうリニューアルしたいんだけどという要望はわかるんだけど、その部分がどういう状態になっているかを見きわめること自身は非常に大変というか、それは手続上も、我々もそこまでめくらせてくださいというのもなかなか大変ですので、なるべく今言説をかなり細かいところまでお願いして見積もるとことは行われつつあるというのが現状だろうと思います。

ですから決してノーサイドをするという意味ではなくて、トライは必ずしておりますので、そういうことはかなり今行われているというのが現状だろうと思います。

【部会長】 ありがとうございます。それでは〇〇委員、〇〇委員の順番でお願いします。その次、〇〇委員、お願いします。

【委員】 お二方の先生、ビルト側とデザイン側の立場で総合的に議論していただいてありがとうございます。非常に興味のある論点がたくさんあるんですけども、この場ではなかなかクロストークというわけにいかないんで、1つだけ〇〇さんにご質問したいんです。6ページの建築の質を考える上でのキーワードに関する説明文のところに、「それぞれの価値を経済指標で表す手法が必要」と書いてありますね。〇〇さんも現場の第一線で設計をやられているなかで、いわゆるお金の話というか、経済的な価値というものがかなり優先されるために、クライアントと設計の価値か、経済的価値かで相当激しいやりとりをやらざるを得ないということで、大変ご苦労されていると思うんです。

それは非常によくわかるんです。だけど今のこういう姉齒以後の状況の中で、我々が現場で経験している感じで言うと、確かに、設計の価値を経済的価値に置き換える話は当然していかなきゃならないというのも判るんですけども、どうも建て主とか消費者の人たちを私たち建築界、産業界全体が、そういう語り口でしか語れないようにだんだん持っていたんじゃないかという感じもするんです。

建築家の〇〇さんが最近、『建築の力』という本を出されましたけど、やっぱりその中でも、現代の状況は建築を語る言葉の力が非常に衰弱しているのではないかと指摘されてい

る。つまり、経済的な言語とか、あるいは性能的な言語とかいう、ある意味、単純でわかりやすい言語で建て主や市民を説得するという習慣が、かなり蔓延しているという指摘です。

しかし、一方で私たちは、いろんな価値をお互い十分理解した上で、建て主や市民と共有したいという思いも強く持っている。だから、私たち設計者の立場とすれば、経済指標でしか表現せざるを得ないという今日の状況にいつも割り切れない思いをしているんです。〇〇さんは海外でそういうところでもいろいろな体験されているということで、向こうのほうがもっとすごいのかもしれないし、一般化はできない議論だとは思いますがけれども、海外の建て主の価値観とか、スタンスといったところの感触を、経験の中でどんなふうに今感じられているのか、お話をお聞きしたいと思います。

【参考人】 まさに〇〇さんがおっしゃっておられることに私も共感します。経済的な指標で説明せざるを得ない状況の中で忘れられるものがあるんじゃないかということのご指摘だと思います。先に述べさせていただきましたように建築は総合的な価値を目指しているわけで、われわれは経済的な価値だけを目標にしているわけではもちろんありません。ただ、そうはいっても建築が社会的なものであり、公共的なものである限りは、社会的にその価値が説明できないといけない。多くの事業やプロジェクトが、やはり事業性というところで成り立っていることが多いわけですから、その視点でも説得できないと意味のあることでも実現できません。そのような指標を使わなくとも、当然社会が認めている部分と、そうじゃない、例えば生産的な指数であるとか事業的な指数であるとか別の価値に関わるプロジェクトも大きな比率で存在しているわけで、そういう対象に対して経済性の説明は逃げて建築は美しくあればということだけではなかなか実現していかないわけです。逃げないでもう少しじっくり考えていくと、例えばライフサイクルで考えると、説得できる手法が見つかるわけで、それが見つからない場合は、やはりそれは制度として、あるいは法律として、経済的指標でも成立するような制度をつくっていかないと、社会の全体が変わっていかないんじゃないかということをおっしゃったわけです。

例えば環境問題で、今政府は非常に大きな動きをされている。補助金制度などもやっておられる。ただ、例えば住宅部門の太陽電池というのは、引き取り価格が非常に高く設定されているので成立するんですけども、事業所で太陽電池を採用した場合は、補助金を3分の2いただいたとしても、まだ経済的には成立しない状況なのです。本当に社会的には推進していくべき話だとすると、そういうところでその制度を何らかの形で改良してい

く、そういうことで経済的に成立するような形に持っていくということが必要なのではないかと考えているわけです。

【委員】 わかりました。

【部会長】 ありがとうございます。それではあと、〇〇委員、それから〇〇委員、〇〇委員の順番でお願いしますけれども、委員の先生方と参考委員の先生方、大分時間が来ておりますので、その辺ご配慮いただいてご発言いただければ幸いです。

じゃ、〇〇先生、お願いします。

【委員】 今日はお二方、大変立派なお話をいただきましてありがとうございました。先ほども話に出ましたように、〇〇、〇〇といえば、建設業と設計業界のトップの方です。質をよくする、高めるというときに、2つの方法があると思うのです。つまりトップのレベルを上へ上げるというやり方と、それからそれより低いところの底辺をどのように上げるかと、両方あるわけです。

今日お話を伺ったら、やはりトップを引き上げるという方向で非常にきちんとしてやっておられると感銘を受けましたし、また業界全体について今後のあるべき姿の問題点も示されたということで、ありがたいと思います。

ただ、中間あるいはその下のあたりをどうしてあげるかということについては、単に企業の規模が小さい、あるいは仕事量が少ないというだけでなく、質的に仕事の性格が違うんだろうと思います。その辺については、今日お答えを求めるのは無理であるとは思いますが、あえて少し申し上げたいのです。〇〇さんの設計のほうで、〇〇は随分努力してこられて、この9ページにありますようにエネルギーマネジメント、CM、PM・FM、ハウジング、インテリアと、非常に広範に展開しておられますね。

これは社会の建築設計の需要に多分合わせておられるんですね。建築設計界はどうあったらいいかというのは日本だけの問題でなくて、国際的な問題です。かつてはイギリスにおいても建築家は独善的だ、自分のデザインばかり押しつけて、クライアントのニーズにこたえていないという痛烈な批判がありまして、R I B Aは随分努力して、これからの設計事務所のあり方を検討したのです。

その結果、建築設計事務所というのは5つのタイプに分かれるということを提案しました。その5つのタイプをちょっと私は忘れましたが、1番目は、今の〇〇さんのような総合的な大設計事務所。5番目は、在来のデザインだけを個人的にやる設計事務所。その中間にCMを扱うとか、あるいはP F Iを扱うとかいうような、いろいろな専門的な

設計事務所というので、5つのタイプがあるということを出されたのです。

そういうようなことを考えますと、これはむしろ建築士会だとか、あるいは建築家協会にお願いしないといけないかもしれないけれども、建築事務所というものの今後のあり方、これからの日本の社会、建築界におけるあり方、その辺の将来に向かっての展望を行う必要があると思うのです。

かつて〇〇におられた〇〇さんはその辺のことを非常によく勉強されて、3冊の本にまとめられました。私もそれを勉強させていただいているんです。どうも私の見ておりますところ、〇〇さんの内部はどうか知りませんが、建築設計界全体において、〇〇さんのそういう仕事を十分評価しておられるとは思えないのです。日本の建築設計界というのはどうあったらいいかというのを、トップの話だけではなくて、例えば零細で1人の建築家でも、街づくりにインテリアとカリフォルムだとか、そんな分野で活躍する、まちの建築家っていますね。そういう人もたくさんあるし、またそういう人が必要なわけです。

建築設計界についてこうした大きな展望を描くべきだと考えているのですが、〇〇さんにこういう話を求めるのは無理かもしれませんが、最後のほうに将来に向かっての展望を示しておられますので、そういう観点からちょっとお考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

【参考人】 私は建築設計というのは、非常に総合的なものであり様々な価値の統合されたものであると考えています。実際の建築空間として実現すると、社会やユーザーに対する影響力というのは避けられないものとなり非常に大きいと考えています。そういう意味ではいろいろな専門家が協働する必要がありますし対応の方法にはいろいろなケースがあると思います。クライアントや社会の状況によって、個人のクライアントがおられたり、クライアントさえ変わることさえあります。また組織だったり、規模の大小もあり、それぞれのケースで解決しやすいシステムに向けて、多様な設計者のあり方というのがあるんじゃないかと思っています。したがって、組織設計事務所だけがいいとは決して思いません。先ほども専兼問題が出ておりますが、専業が第三者性においてより説明がしやすいという特徴があるのにたいして、兼業が生産と一体化した技術を用いやすいということもあるわけで、それぞれのメリットがあると思います。戦後の昭和25年基準法ができて以降、日本の建築というのは、戦災からの立ち直りが急務であったということで、国際的には違った展開をしてきたわけで、その辺も認めながら、しかも本来の社会のために、より高い質の建築をどう創造できるか、社会の信頼をどう得られるかということと一緒に考えてい

く必要があるんじゃないかと思っています。

それから最後に、トップではなくてボトムアップを考えることが必要だと先生がおっしゃいましたのは非常に重要なところで、その辺は国土交通省さんをはじめ、行政の方々のご苦勞のあるところではないかと十分理解しているつもりでございます。ただ、そういうことで基準法が最低基準を示しているということだとすると、実は最低基準ではなくて、グレード別基準が設定ができていれば、例えば何か問題が起こって、より高い基準に変えるときも安心できる。基本法では、安全であるべしといった変わらない基本だけを示し、具体的なあるいは変化する可能性のある基準は別にという形であれば、社会としては理解しやすいんじゃないかと思っています。

【部会長】 ありがとうございます。最後のグレード別の件は前々回も出たような議論で、皆さん認識していると思います。

それじゃ、あとは〇〇委員と〇〇委員にお願いしますが、今日はもう時間が来ておりますので、意見交換はこの〇〇委員で打ちどめとさせていただきますので、よろしくご了承をお願いします。じゃ、〇〇委員、お願いします。

【委員】 〇〇さん、〇〇さん、大変体系的なご説明、ありがとうございました。時間がないので、ほんとうはいろいろとお聞きしたいことがあるんですけども、1点だけに絞って〇〇さんのほうにお答えをお願いしたいと思うんですが、先ほど来、両者に共通したご説明の中で、経済性の話だとか過当競争の話だとかという問題が指摘されてきました。解決策の一つとして、いわゆる建築を設計と施工という切り口では、今までもこの審議会で議論されましたし、今日もご指摘があったんですが、一口に施工といっても、その行為に、材工の問題があると思います。

適切な技能に対する評価、設計も技能、工事技術も技能であり、その評価があつて然るべきと思いますが、それにさらに材料というものの評価がある。結構材工分離した発注というのは増えてきているのかとは思いますが、現状では十分進んでいなくて、何とか一式といって、内訳がわからない形で発注がまだまだあるんじゃないかなという気がしているので、それに対する感想と、そういう仮に材工分離を徹底した場合に、先ほどの過当競争に関して、見える化というか、透明性が高まって、工事の適正な評価というのが得られる方向に行くのかどうかという観点で、ご意見がいただければと思います。

【部会長】 〇〇さんに質問ですか。

【委員】 はい。

【部会長】 じゃ、お願いします。

【参考人】 今、材工分離も一つの方法ですし、生産をしていく中に、むしろいろんなものを今度は合体してやっていこうというやり方もあるし、今はとにかく千差万別みんなそれぞれ適切な方法でいこうということでやっていますので、コスト面で見たらどうだということももちろんありますし、それから今のお話で、どうしてもこれは材工と一緒にやってもらわないと手順の問題があるから、非常に難しいものは材工でやらなきゃいけない。

今どうしても材工とかということをあまり掲げてはいないんです。やり方の中で一番いい方法を選ぶのは何かという観点で物を見るようにしようということが、今私どもの大体のストーリーになっております。これは大小問わず、施工においては何でやるのが一番いいのか、どうしたらこれが一番効率が上がることなのかということ、常に最初に考えた上で施工に当たろうよというのが、今私どもの業界、建築の特に大きな課題になっておりますので、決して材工を全部まとめてやればいいんだという考え方ではないと思います。それが今の一般の状況ではないかと思っております。

ただし先ほど言いましたように、手順によってはどうしても材工にしないとまずい部分ももちろんありますので、そういったことをそれぞれ適切に判断するというところでやっております。そんな状況でございます。

【部会長】 それじゃ、〇〇委員お願いします。

【委員】 いろいろ各論で大変難しいところがあることが、本日よく理解できたように思います。各スーパーゼネコン、あるいは大手の設計事務所が種々に苦勞してこられたことですが、一番の問題は、ストック時代にいかに建築の質を上げるかについて私は2つの点で非常に大きな問題を抱えていると思います。

何人かの方からご意見もありました、医者とか弁護士というのは尊敬されるけど、建築家ってどうしてあまり尊敬されなくなったのかと。これは質というものに対して、直接人間に対して訴えていない。つまり何か建物ができても、自分とは直接関わりがないと思っている。ところが健康だとか暮らしのトラブルという問題になりますと、直に自分とかかわりがあるので医者や弁護士には強い関心をもつ。

だからもう少し建築の質というものを市民社会に定着させる方法を考えることが大事だと思います。そこで一番重要なポイントの一つは、景観の評価をする、あるいは監視をする人間が住宅とか市民生活の中に入り込む制度をつくる必要があるのではないかと思います。

私はあるイギリスの友人のところにいたことがあるんですけど、ふらっとラフな格好を

している人が入って来て、お宅のこのところは少し色が周りに比べて問題ではないですかなんていうことを言うんです。決して押しつけがましく言っているわけじゃなくて、理解できるような言い方をします。近所の人も集まってきまして、そうだな、お宅のところはもうちょっと変えたほうがいいんじゃないか、こんな話し合いを四六時中やっているんです。そのまとめ役は行政あるいは行政から委託された方で、非常に権限があります。だからみんなの意見を聞いたら、確かにここはそうしたほうが全体としてよくなるんじゃないかと提示して実行しているので、地域が美しくなります。こういう人がぜひ日本にも必要だなと感じました。

また、我々が受ける建築教育は、どちらかという大規模なデベロップメントに関わるもので有名建築家、大手設計事務所やゼネコンが造り上げる様子を学ぶため質は明確な問題として意識されていないようです。しかし、一般の住宅の中には、ストックするよりも、むしろ壊したほうがいいのかがあります。質や景観がないがしろにされているため維持しようとする気持ちも分からないからです。

このような訳で、質の確保について、さらに一段と考えていく必要があるんじゃないかと思えます。つまり、建築というのは社会の中に絵を描いていく仕事だからそこに住む人やそれを見る人々が、みんなで考えながら絵の一部として確かに良いから地域の中で残していこうとするのでいい建築・地域ができていくんじゃないかと考えています。

さらに、これから先、長命建物をつくっていくときに、耐震とか防火などの技術的な面は非常に進んでいると思いますがテロリズムとか、あるいは核の問題、ガソリンなどの燃料を大量に使った放火の問題などが世の中に起こっていく可能性に対してどう配慮していくべきかということです。20年も前の話ですが、当時インテリジェントビルをアメリカへ見に行っていたことがあります。エントランスに防災センターがあり、来訪者の対応もしています。受付カウンターの下には監視パネルがずらっと並んでいる。そこで勤務している人は受付はもちろん防火・防災・警備及び環境管理もできる人なんです。

だから建物の維持管理の問題を総合的にどう考えるか。エントランスに防災センターを置いたのは、社会心理的な視点を考えたからだという説明は面白いと思いました。ただ、テロとか確信犯に対しては弱点となりますから、それに対しては基幹となる設備機器類は多重のセキュリティーを乗り越えて、初めて入れる地下の深い場所にもきちっと設置されている。このような対策は長命建築を考えていく場合に今後いろんな形で必要ではないか。

この件についてそれぞれにご見解をお伺いしたいと思っていましたが時間の関係でコメ

ントだけにします。

【部会長】 ○○先生、大変貴重なコメントありがとうございました。

時間が来ておりますので、申しわけございませんが、意見交換はこれで終了させていただきます。

この後、事務局から今後の進め方等でご説明がございましたらお願いします。

【事務局】 事務局でございます。お手元に参考資料1というのがございますが、次回基本制度部会は、引き続き有識者の方からのヒアリングということで、現在○○先生と、それから建築の歴史の専門家であります○○先生と、今日程調整をさせていただいておるところでございます。10月上旬ぐらいをめどに考えておりますが、決まり次第、近日中に改めてご連絡させていただきますので、よろしくお願いします。

本日の議事につきましては、議事録として取りまとめた後、また後日ご確認をお願いしますので、よろしくお願いします。

【部会長】 本日は、○○さん、○○さん、大変貴重な示唆に満ちたお話、ありがとうございました。それから委員の先生方、大変貴重な意見交換、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の基本制度部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —